

CHIIBA-LABO利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市が実施する会員制の起業家支援事業「CHIIBA-LABO」（以下「CHIIBA-LABO」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人

新たに創業しようとする者又は個人事業主として活動している者をいう。

(2) 法人

株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他千葉市長（以下「市長」という。）が認めるものをいう。

(3) 利用会員

CHIIBA-LABOを利用できる、CHIIBA-LABO利用許可書の交付を受けた個人及び法人をいう。

(4) 利用者

利用会員において、CHIIBA-LABOを利用する者をいう。

(5) 学生

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は日本国内のこれらに準ずると認められる学校に在籍する者（聴講生等を除く）をいう。

(6) 利用形態区分

別表に定める利用時間帯による区分をいう。

(7) 入会

CHIIBA-LABOを利用できる利用会員になることをいう。

(8) 入会金

入会に当たり支払う料金をいう。

(9) 利用料金

利用会員が、CHIIBA-LABOの利用形態区分及び専用ロッカーの利用数に応じ、毎月定額制により課金される料金をいう。

(10) 付帯サービス利用料金

利用会員が、複合機等の有料サービスを受けるために、従量制により課金される料金をいう。

(11) 会員情報

市が、CHIIBA-LABOの運営において取得した利用会員の情報をいう。

(12) 祝日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(13) 年末年始

1 2月29日から翌年の1月3日までの日。

(利用時間等)

第3条 CHIBA-LABOを利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び年末年始は除く。

2 前項に規定する利用時間のうち、利用会員の利用形態区分による利用時間は、別表に定めるところによる。

(利用の要件)

第4条 CHIBA-LABOを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 新たに創業しようとする者又は入会する時点で創業後5年を経過していない者
- (2) 市の産業振興に寄与することが期待される事業を行う者
- (3) CHIBA-LABOを事業活動の本拠とする者
- (4) CHIBA-LABOから退去後、市内で事業を継続する意思を有する者
- (5) 第6条第1項各号に規定する利用不許可の事由に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、入会を認めることができる。

(利用の申請)

第5条 入会を希望する者（以下「利用申請者」という。）は、本規約を遵守することに同意の上、CHIBA-LABO利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要説明書（様式第2号）
- (2) 利用申請者の市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）※管轄する市区町村において、滞納無証明書がない場合は、納税証明書等の納税状況を確認できるもの。
- (3) 利用申請者が、個人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - イ 履歴書
- (4) 利用申請者が、法人にあつては、法人の登記事項証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 利用申請者が学生料金の適用を希望する場合は、学生証の写し（表面及び裏面）
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 利用申請書は、利用を開始する日の属する月の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第6条 市長は、前条に規定する利用申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等を行い、CHIBA-LABOの利用を許可するときはC

CHI B A-L A B O利用許可書（様式第3号。以下「利用許可書」という。）を、利用申請者に交付するものとする。

また、次の各号に該当するため、利用の不許可の決定をするときは、CHI B A-L A B O利用不許可書（様式第4号）を、利用申請者に交付するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) CHI B A-L A B Oを破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員が暴力団員である者
- (5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
- (7) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (8) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (9) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を棄損しあるいは市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に係る者
- (11) アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として社会通念上、不適切な事業を行う者
- (12) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、CHI B A-L A B Oの管理・運営上支障があると認められるとき。

2 CHI B A-L A B Oの利用期間は、1年以内とする。ただし、入会した日から通算5年の範囲内において、第9条に定めるところにより更新することができる。

（退会）

第7条 利用会員が利用期間内に自ら退会するときは、あらかじめCHI B A-L A B O退会届（様式第5号。以下「退会届」という。）に利用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 退会は、月の末日付で行うものとする。

3 退会届は、退会する日の属する月の20日までに市長に提出しなければならない。

4 CHI B A-L A B Oの利用に際して貸与された物品は、退会する日の14日後までに返却しなければならない。

5 第10条の規定により、CHI B A-L A B Oの住所を使用している利用会員は、退会する日の14日後までに住所を変更しなければならない。法人の登記に使用しているときも同様とする。

（利用の許可にかかる事項の変更）

第8条 利用会員は、CHI B A-L A B Oの利用の許可にかかる事項を変更するときは、

CHIBA-LABO利用許可事項変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に、利用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の変更申請書は、利用の許可にかかる事項を変更する日の属する月の前月20日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、書類等の審査及び必要に応じて行う調査等を行い、変更を許可するときは、利用許可書を利用会員に交付するものとする。

また、許可しないときは、CHIBA-LABO利用許可事項変更不許可書（様式第7号）を、変更申請時に提出された利用許可書を添付して利用会員に交付するものとする。

（利用期間の更新）

第9条 第6条第2項の規定によるCHIBA-LABOの利用期間の更新（以下「利用期間の更新」という。）を受けようとする利用会員は、利用期間が満了する月の前月の末日までに、CHIBA-LABO利用期間更新申請書（様式第8号。以下「更新申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）利用許可書

（2）更新申請時における事業活動及び収支実績報告並びに今後の事業計画及び収支計画書

（3）利用会員の市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）※管轄する市区町村において、滞納無証明書がない場合は、納税証明書等の納税状況を確認できるもの。

（4）利用会員が個人にあつては、次に掲げる書類

ア 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

イ 利用期間の更新にかかる申請日の直近1年分の確定申告書の控えの写し（創業前又は創業後一度も所得税の確定申告を行っていない場合は不要。）

（5）利用会員が法人にあつては、次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

イ 利用期間の更新にかかる申請日の直近1期分の決算書（法人の決算期を一度も迎えていない場合は不要。）

（6）学生料金の適用を許可された者で、更新後も学生料金の適用を希望する場合は、学生証の写し（表面及び裏面）

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する更新申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等を行い、利用期間の更新を許可するときは利用許可書を利用会員に交付するものとする。

また、利用期間の更新を許可しないときはCHIBA-LABO利用期間更新不許可書（様式第9号）を、更新申請時に提出された利用許可書を添付して利用会員に交付するものとする。

（住所の使用）

第10条 利用会員又は利用申請者は、事業活動のためにCHIBA-LABOの住所を使用できる。住所の使用を希望する場合には、利用申請書、変更申請書又は更新申請書に住

所使用する旨を明記し、市長に提出しなければならない。法人の登記に使用するときも同様とする。

(利用の制限等)

第11条 市長は、利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、CHIBA-LABOの利用を制限若しくは停止又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本規約及びCHIBA-LABOの管理・運営に関連して作成、告知された規則等に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりCHIBA-LABOの利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第6条第1項各号に規定する利用不許可の事由が発生したとき。
- (4) CHIBA-LABOを管理・運営する者の管理上の指示に従わないとき。
- (5) 利用料金又は付帯サービス利用料金を3月以上滞納したとき。
- (6) 市及びCHIBA-LABOを管理・運営する者又は他の利用会員の業務に妨害を与えたとき。
- (7) 個人にあつては、死亡したとき。
- (8) 会社にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第471条各号に掲げる事由により解散したとき。
- (9) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (10) 銀行取引の停止又は差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき。
- (11) 禁固刑以上の刑が確定したとき。
- (12) 政治活動、宗教活動等に利用したとき。
- (13) その他、CHIBA-LABOの管理・運営上支障があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりCHIBA-LABOの利用の許可を取り消すときは、CHIBA-LABO利用許可取消通知書（様式第10号）を当該取消しにかかる利用会員に交付するものとする。

(利用料金等)

第12条 利用会員は、市に対し、CHIBA-LABOの利用にかかる利用料金等を別表のとおり支払わなければならない。

- 2 利用会員は、毎月20日までに翌月分の利用料金を、市の定める所定の方法により支払うものとする。ただし、利用初月のみ、入会金、初月分の利用料金及び翌月分の利用料金を合算し、支払うものとする。利用初月の支払時期については、市が別に定めるところによる。
- 3 付帯サービス利用料金は、月次集計し、利用会員に請求するものとする。
- 4 市長は、必要があると認める場合は、入会金・利用料金を免除することができる。
- 5 市長は、必要があると認める場合は、1ヶ月無料で利用を許可することができる。
- 6 既に支払われた入会金・利用料金は、返還しない。ただし、次に掲げる各号の場合は、その全部又は一部を返還する。
 - (1) 災害その他利用会員の責めに帰することができない理由でCHIBA-LABOが利

用不能となった場合

- (2) 退会日の属する月の翌月以降の利用料金を支払い済みである場合
- (3) 市長が必要であると認めた場合

(権利譲渡の禁止)

第13条 利用会員は、その利用の権利を第三者へ譲渡又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第14条 利用会員が、故意又は過失等の理由により、第三者に損害を与えたとき、CHIBA-LABO及び物品を滅失、損傷又は亡失したとき、CHIBA-LABOの利用に際して貸与された物品を汚損、破損、紛失したときは、利用会員の負担においてその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 利用会員は、CHIBA-LABOを管理・運営する者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類等を打たないこと。
- (2) 立入りを禁止した区域に立ち入らないこと。
- (3) 施設内で喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(利用規約の変更)

第16条 市長は次の各号に定める場合に、利用規約を変更することができる。

- (1) 利用会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 利用規約の変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項の規定による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の施行日の14日前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその施行日を利用会員に通知するものとする。
- 3 変更後の利用規約の施行日以降に利用会員がCHIBA-LABOを利用したときは、利用会員は、利用規約の変更に同意したものとみなす。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、CHIBA-LABOの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、改正前の規約の様式は、令和3年4月30日まで使用することが出来る。

別表

利用形態 区分	利用時間	利用料金（月額）	
		利用基本料	専用ロッカー料
フルタイム 会員	・月曜日から土曜日の 午前9時から午後9時 ※ただし、年末年始を除く。	一般 14,000円	1か所につき 3,000円
		学生又は 2人目以降 7,000円	
デイトタイム 会員	・月曜日から土曜日の 午前9時から午後6時 ※ただし、年末年始を除く。	一般 10,000円	
		学生又は 2人目以降 5,000円	
ナイト& ホリデイ 会員	・月曜日から金曜日の 午後6時から午後9時 ・土曜日と祝日の 午前9時から午後9時 ※ただし、祝日が日曜日だった 場合および年末年始を除く。	一般 5,000円	
		学生又は 2人目以降 2,500円	
<初回のみ> 入会金 5,000円			

備考

- 1 学生の利用基本料は、一般の利用基本料の2分の1の額とする。
学生料金が適用される場合は、次のとおりとする。
(1) 利用会員の代表者が学生の場合。
(2) 法人の代表者が利用せず、利用者の1人目が学生である場合。
- 2 同一利用会員において、複数の利用者が、CHIIBA-LABOを利用する場合、2人目以降の利用基本料は、一般の利用基本料の2分の1の額とする。
- 3 同一利用会員において、複数の法人を立ち上げる場合は、1社ごとに入会金及び利用料金が発生するものとする。